

令和3年度第10回

川本町農業委員会総会議事録

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分については■で消しています

令和3年度第10回川本町農業委員会総会議事録

1. 開催日時

令和4年2月21日（金）13:30～

2. 開催場所

川本町役場 大会議室

3. 出席委員

第1番 福谷 善彦 委員 第2番 戸田 昭 委員
第3番 大迫 清恵 委員 第4番 城納 清隆 委員
第5番 釜田 雄二 委員

4. 欠席委員

5. 会議に付した議案等

議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認について
議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出について
報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の届出について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

6. その他

7. 事務局

事務局長 名原 昌邦 主任 大友 康平

8. 議事

- | | |
|--------|--|
| 事務局 | ただいまから令和3年度第10回川本町農業委員会総会を開催いたします。開催をするにあたり会長よりご挨拶をお願いします。 |
| 会長 | 大分寒くなり、お足元悪い状況の中、お集まりいただきありがとうございます。第10回川本町農業委員会を開催いたします。出席者報告及び総会成立宣言を事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | 本日、委員総数5名、出席者数5名、委任状0名、欠席者数0名ということで、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半に達していることから本総会が成立することを宣言します。 |
| 会長 | それでは議事録署名委員の指名ですが、4番城納委員さん、5番釜田委員さんをお願いしてよろしいでしょうか。 |
| 4・5番委員 | はい。 |

会長

本日の議事日程は議案2件、報告事項2件ございます。議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積の承認についてですが、8件ある中、番号7については私の案件になりますので、戸田委員さんに交代し、席を離れたいと思っておりますので宜しくお願いします。

会長代理

それでは議案第1号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

先ほど会長から話がありましたように、農業委員会第三十一条 農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事参与することができないという規定がございましたので、議案第1号につきましては、会長の案件があり、会長代理である2番委員に進行していただきます。

それでは議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積の承認について、ご説明します。資料2頁をお開き下さい。令和4年2月9日付け川産第437号により、川本町長から当委員会会長に対し農用地利用集積計画第6号(案)の承認願いの文書を受付しました。

今回の計画につきましては、個人相対での利用権設定が8件でございます。それでは説明します。

番号1、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、新規の使用貸借(無償)により設定されます。なお農地図については、資料4頁をご覧ください。

番号2、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑2筆、面積計■■■■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、新規の使用貸借(無償)により設定されます。農地図は同じく資料4頁です。

番号3、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、新規の使用貸借(無償)により設定されます。なお農地図については、同じく資料4頁をご覧ください。

番号4、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑1筆、面積■■■■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、新規の使用貸借(無償)により設定されます。なお農地図については、同じく資料4頁をご覧ください。

番号5、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さんです。■■■■さんが所有する畑2筆、面積■■■■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、新規の使用貸借(無償)により設定されます。なお農地図については、同じく資料4頁をご覧ください。

番号6、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さんです。■■■■さんが所有する田2筆、面積計■■■■㎡を令和4年3月1日から令和11年2月28日までの7年間、継続での使用貸借(無償)により設定されます。なお農地図については、資料7頁をご覧ください。

番号7、利用権の設定を行う方は■■■■さん、利用権の設定を受ける方は■■■■さん

■さんです。■さんが所有する田5筆、面積計■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、新規、継続の使用貸借（無償）により設定されます。なお農地図については、資料9頁をご覧ください。

番号8、利用権の設定を行う方は■さん、利用権の設定を受ける方は■さんです。松嶋さんが所有する田1筆、面積計■㎡を令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、継続の使用貸借（無償）により設定されます。なお農地図については、資料9頁をご覧ください。

また現地の状況につきましては、2月15日(火)の午前中に■委員と■委員と、同日午後に■会長と■委員と一緒に現地確認をしています。現地確認写真は資料5・6・8・10頁それぞれございますのでご確認ください。

利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案第1号の報告を終わります。ご審議のほど宜しくお願いします。

会長代理

現地確認について、番号1～5に行かれた■委員さん、何かございましたらお願いします。

■委員

先般、会長と現地確認へ行った際、ちょうど■さんが現地におられたので話を聞かせてもらいました。無肥料・無農薬で裏山の竹を竹炭にして肥料として耕作するということであったり、既に木の根をとったり耕作できる準備をしているところもありました。荒れてきている農地を熱心に耕作されていこうとする姿勢は良いことだなと思ひ、特に問題は無いと思ひます。

会長代理

続きまして番号6～8へ行かれた■委員さん、何かございますか。

■委員

番号6は継続なので何の問題は無いです。番号7・8は新規もありますが、道路際に荒れたらイメージが悪い場所なので頑張っていただけだと思います。

会長代理

それでは議案第1号について、何かご質問・ご意見等ございましたらお願いします。

■委員

■さんとお話されたということでしたが、何を栽培されるのですか。

■委員

一箇所はえごまを栽培されるそうです。堤防沿いの広い場所は、土質のこともあるので何を耕作されるか考え中です。

■委員

この場所は洪水時の遊水池だと思います。せつかく植えられて駄目になってはいけないので、このことはご存知ですか。

事務局

そのリスクはご承知の上で、とにかく■地区の荒れている農地を少しでも解消させたいということでやられるということです。

■委員

■を栽培しようかとは言われていました。

会長代理 他にございませんか。無いようですので決議に入ります。議案第1号について、承認してよろしいですか。よろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長代理 全員挙手ということで承認されました。それでは会長と代わります。

会長 それでは議案第2号に移ります。議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出について、事務局より説明してください。

事務局 議案第2号 農地賃貸借等変更申出書の提出について、説明します。資料11頁をお開きください。令和4年2月4日付けにて公益財団法人しまね農業振興公社に対し農地賃貸借等変更申出書の提出がありました。こちらの申出書は借受者が川本町を経由して、農地中間管理機構へ提出するものになります。また、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農業委員会に意見を聴く必要があることから、本委員会の承認を必要とするものであります。

申出の内容について、説明します。権利を移転する方（旧借受者）は■■■■さん、住所は■■■■です。権利の移転を受ける方（新借受者）は■■■■さん、住所は■■■■です。対象農地は、川本町大字■■■■、地目は田、面積は■■■■㎡です。権利種別は賃借権であり、借賃は10aあたり■■■■円の■■■■円となります。

こちらの農地については、■■■■さんが実質的に管理されていることから、本変更は問題ないと考えております。

資料12頁に詳細を掲載しており、資料13頁に農地図を掲載しております。

現地の状況につきましては、2月15日（火）に■■■■委員、■■■■委員と一緒に現地確認をしております。（資料14頁）

以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、宜しくお願いします。

会長 ただいま事務局より説明がございましたが、■■■■委員さんと■■■■委員さんに行っていただいておりますが何かございますか。

■■■■委員 ■■■■さんが借りておられたのですが、実質的には■■■■さんが耕作されているということで支障は無いと思います。資料11頁に移転の理由が「経営規模縮小のため」と記載されていたのが気になりました。農地は拡大されているので場所を統合したり農業経営のための一つなのかなと思っております。

■■■■委員 ■■■■さんは色々な場所で耕作されているので、整理されている段階だと思います。この土地も離れた場所にあります。隣接地が■■■■さんなので■■■■さんも■■■■さんの栽培方法を習ったりと丁度良い場所だと思います。

会長 移転の理由のご指摘がございましたが、■■■■さんは規模を広く点在したところを耕作されており、作業効率の向上に向けて考えとして解釈していただけたらと思います。■■■■さんも■■■■さんと一緒にえごま栽培し、今後は認定農業者として川本町の担い手

として支援していけたらと思います。

それでは、議案第2号 農地賃貸借等変更申出書について、承認をしてよろしいでしょうか。承認してよろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで承認いたします。続きまして報告事項に移ります。報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の届出について、事務局より説明してください。

事務局

報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の届出について、ご報告します。資料15頁をお開き下さい。川本町長へ合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）について2件の提出がありましたので報告します。

貸付者は、■■■■さん、■■■■さんです。借受者は、いずれも■■■■さんです。農地は、■■■■さんの土地は、■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡、■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡です。■■■■さんの土地は、■■■■、地目は畑、面積■■■■㎡です。利用権は使用貸借の令和1年6月25日から令和6年6月24日の5年間でした。

解約の理由としては、水害により畑地として使用できない為、双方協議の上、合意解約が成立されました。

なお資料17・21頁に農地図を掲載していますので、確認をお願いします。

2月15日(火)に■■■■会長と■■■■委員と一緒に現地確認をしています。資料18・22頁に現地確認写真を掲載しております。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

会長

現地確認を私と■■■■委員さんで行きました。■■■■委員さん何かございますか。

■■■■委員

解約の理由に記載してあるように、水害に度々あっている土地で畑として使用できないということで難しいかなと感じ、致し方ないかなと思います。

会長

確かに、ここの農地は近年続けて災害が合った状況ですが、地元の方々も放っておくわけにはいかないと耕作するという話を現地で聞かせていただきました。

報告第1号について、何かご質問等ございますでしょうか。無いようでしたら報告第1号 合意解約書及び合意解約申出書（利用権設定）の届出について、受理してよろしいでしょうか。受理してよろしければ挙手を持ってお願いします。

全員挙手

会長

全員挙手ということで受理します。続きまして報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局よりお願いします。

事務局

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご報告します。第1項、相続等の届出を1件受理していますので、ご報告します。資料1頁をお開き下さい。

番号1 届出人は■■■■さんです。(故)■■■■さんから■■■■さんへ田4筆、面積■■■■㎡を相続されます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

会長

報告第2号につきまして、何かご質問・ご意見等ございませんか。私からですが田4筆の現況はどのようになっていますか。

事務局

現況の確認まではしていません。

会長

以前、農地パトロールで遊休農地だったような気がします。誰か耕作される方がおられたらなと思います。

それでは、本日の議事日程は全て承認並びに受理しましたので、「その他」を事務局より何かあればお願いします。

事務局

「その他」

情報提供及び協議

◇農業委員と最適化推進委員の公募について

4月から農業委員候補者と農地利用最適化推進委員候補者が評価委員会で決定。

農業委員は3月議会に議会の同意を得て、川本町長が任命する予定。

また、農地利用最適化推進委員は4月以降に農業委員会会長が委嘱する予定。

◇次回総会の開催日について

令和4年3月22日(火) 13時30分～ 大会議室

以上、会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

令和 年 月 日

会長

議事録署名者

議事録署名者
